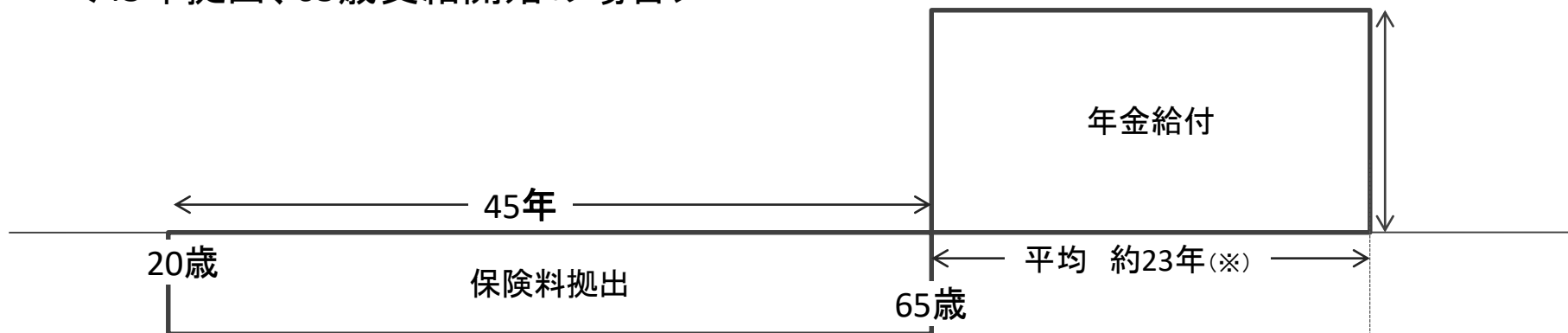


繰下げ制度の柔軟化 関係資料集

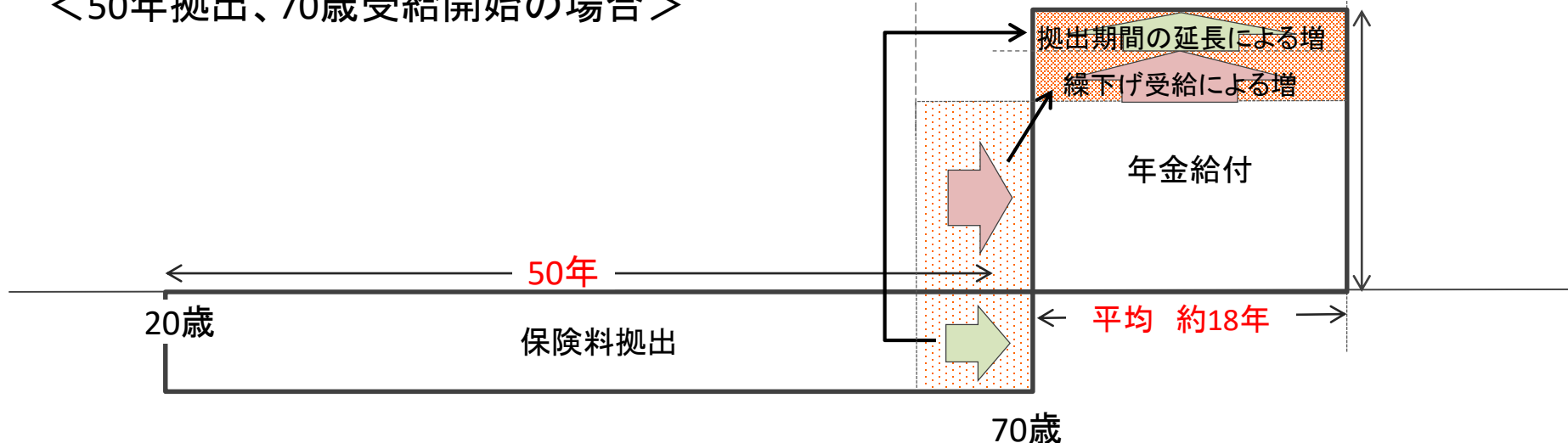
拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージ

○ 65歳を超えて就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択した場合、「①保険料拠出期間の延長」と「②受給開始を遅らせる繰下げ受給」の2つの効果により、年金給付の水準(所得代替率)が上昇

<45年拠出、65歳受給開始の場合>



<50年拠出、70歳受給開始の場合>



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の2030年の平均余命(男女平均)

オプションB-④ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大 (退職年齢と受給開始を65歳、70歳、75歳とした場合の給付水準の上昇)

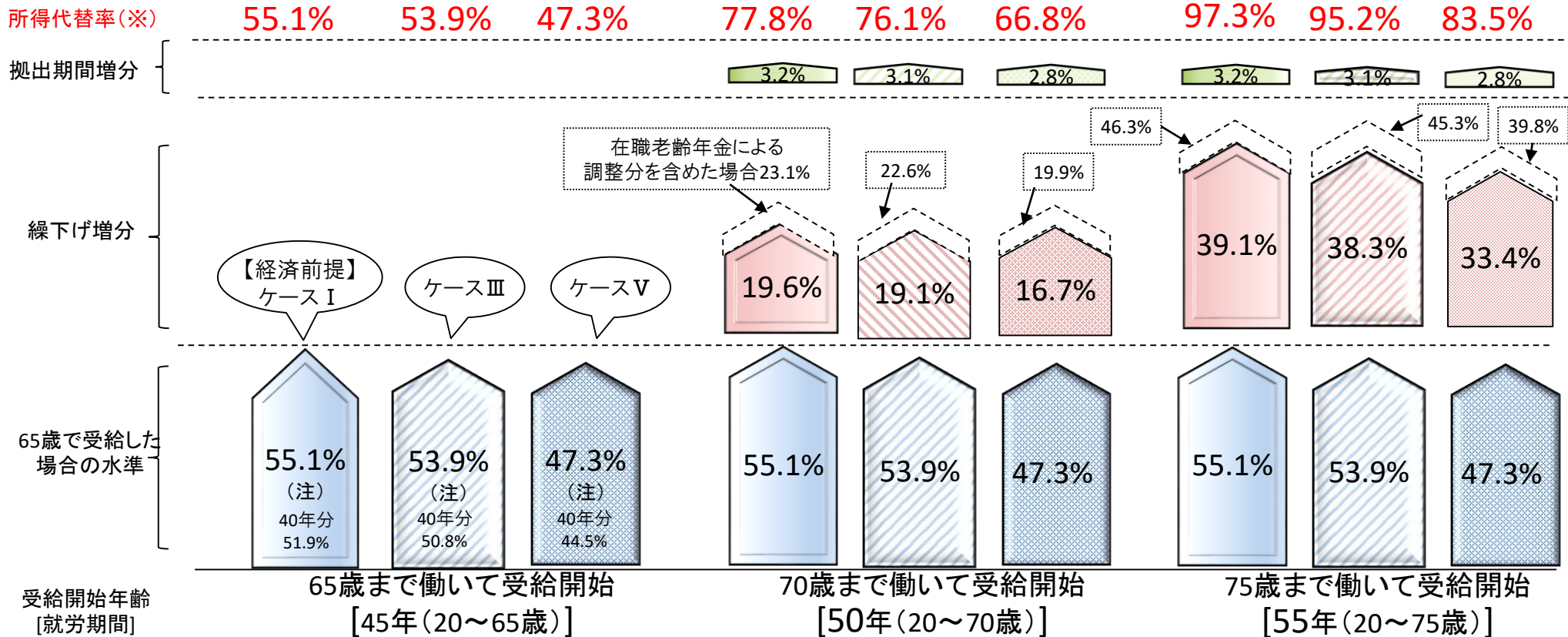
○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算(70歳以降の繰下げ増額は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ 現行の仕組みを前提とした試算であり、以下に留意

- ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20~60歳)であるため、60歳を超えて働いても基礎年金は増加しない。一方、厚生年金の拠出期間は70歳未満のため、70歳までは拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加するが、70歳を超えて就労したとしても保険料拠出はなく報酬比例年金も増加しない。
- ・ モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となる。この者が繰下げ受給を選択すると当該支給停止相当分は報酬比例年金の繰下げ増額が調整される。(なお、実際の停止割合は個々人の年金額や賃金によって様々。)

マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率(※)

▬ 65歳で受給開始した場合の水準
 ▬ 繰下げ増分
 ▬ 拠出期間増分



(※) 65歳時点における現役男子の平均賃金(手取り)に対する年金額(実質)の比率

注1: モデル年金は20~60歳の40年間の就労期間となっているが、ここでは20~65歳の45年間の就労期間としているため、厚生年金(報酬比例)の年金額が増額された水準となっている。

注2: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプションB-⑤ B-④ にB-①～③の制度改革を加味 (退職年齢と受給開始を65歳、70歳、75歳とした場合の給付水準の上昇)

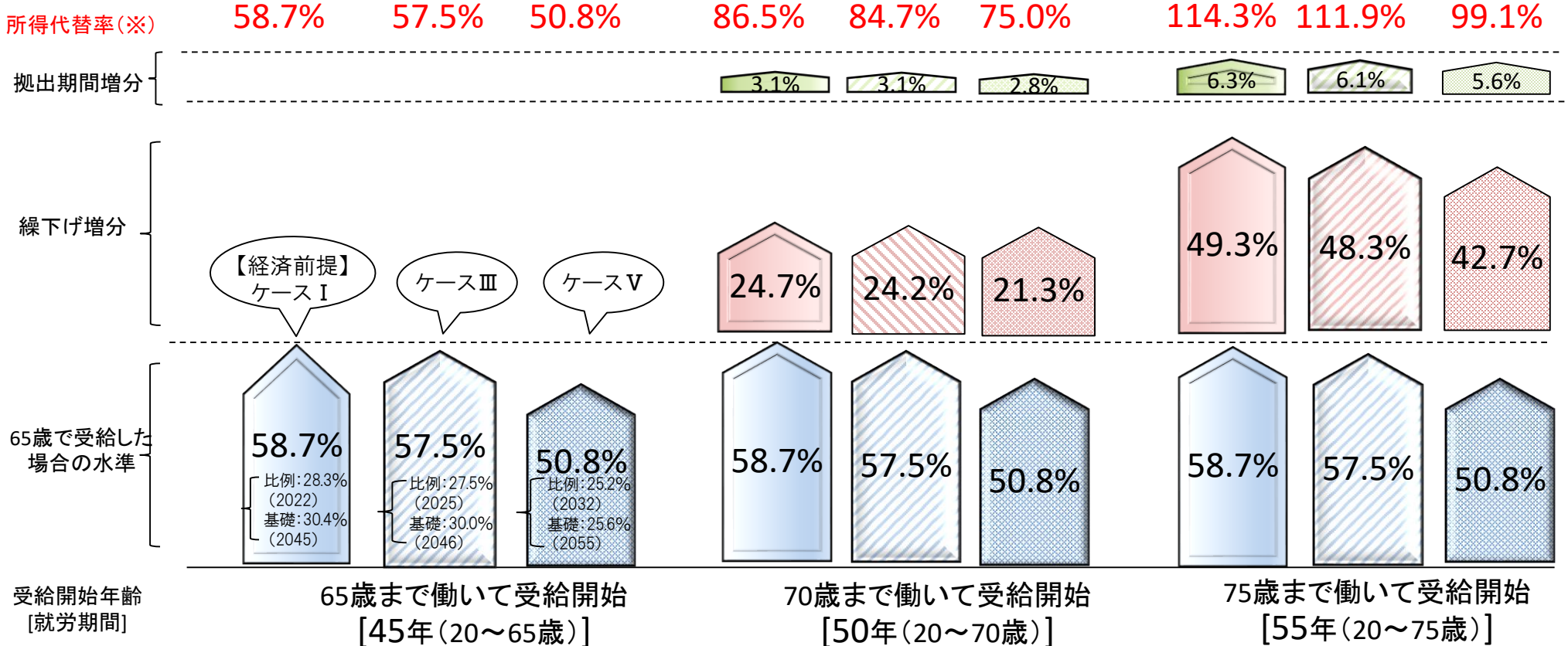
○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算 (70歳以降の繰下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ オプションB-①～③の制度改革、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としており、オプションB-④と比べ、以下の違いがある。

- ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長されているため、基礎年金の給付が5年分増加。また、厚生年金の加入年齢の上限も70歳から75歳延長されているため、70歳を超えて就労した場合も拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加する。
- ・ 現行の仕組みは、在職老齢年金による支給停止相当分は繰下げ増額が調整されるが、65歳以上の在職老齢年金の廃止が前提のため当該調整がない。

マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率(※)(オプションB-④に①～③を加味)

65歳で受給開始した場合の水準 繰下げ増分 拠出期間増分



(※) 65歳時点における現役男子の平均賃金(手取り)に対する年金額(実質)の比率

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

繰上げ減額率(1月当たり)の算定根拠

<平成27年完全生命表>

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	単純平均
ケースⅠ	0.41%	0.43%	0.45%	0.47%	0.49%	0.45%
ケースⅡ	0.41%	0.43%	0.45%	0.47%	0.49%	0.45%
ケースⅢ	0.41%	0.43%	0.45%	0.47%	0.49%	0.45%
ケースⅣ	0.38%	0.40%	0.42%	0.44%	0.46%	0.42%
ケースⅤ	0.38%	0.40%	0.41%	0.43%	0.45%	0.42%
ケースⅥ	0.34%	0.35%	0.37%	0.38%	0.40%	0.37%
単純平均	0.39%	0.41%	0.42%	0.44%	0.46%	0.4%

(参考)

<2040年将来生命表>

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	単純平均
ケースⅠ	0.39%	0.41%	0.42%	0.44%	0.46%	0.42%
ケースⅡ	0.39%	0.40%	0.42%	0.44%	0.46%	0.42%
ケースⅢ	0.39%	0.40%	0.42%	0.44%	0.46%	0.42%
ケースⅣ	0.36%	0.38%	0.39%	0.41%	0.43%	0.39%
ケースⅤ	0.36%	0.37%	0.39%	0.41%	0.42%	0.39%
ケースⅥ	0.32%	0.33%	0.34%	0.35%	0.37%	0.34%
単純平均	0.37%	0.38%	0.40%	0.41%	0.43%	0.4%

(参考)

<2065年将来生命表>

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	単純平均
ケースⅠ	0.38%	0.39%	0.41%	0.43%	0.45%	0.41%
ケースⅡ	0.38%	0.39%	0.41%	0.42%	0.44%	0.41%
ケースⅢ	0.38%	0.39%	0.41%	0.42%	0.44%	0.41%
ケースⅣ	0.35%	0.36%	0.38%	0.39%	0.41%	0.38%
ケースⅤ	0.35%	0.36%	0.37%	0.39%	0.41%	0.38%
ケースⅥ	0.30%	0.31%	0.33%	0.34%	0.35%	0.33%
単純平均	0.36%	0.37%	0.38%	0.40%	0.42%	0.4%

繰下げ増額率(1月当たり)の算定根拠

＜平成27年完全生命表＞

	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	単純平均
ケースⅠ	0.55%	0.58%	0.61%	0.64%	0.67%	0.71%	0.75%	0.80%	0.85%	0.91%	0.70%
ケースⅡ	0.54%	0.57%	0.60%	0.63%	0.66%	0.70%	0.74%	0.79%	0.84%	0.89%	0.70%
ケースⅢ	0.54%	0.57%	0.60%	0.63%	0.66%	0.69%	0.73%	0.78%	0.83%	0.88%	0.69%
ケースⅣ	0.50%	0.53%	0.55%	0.58%	0.61%	0.64%	0.67%	0.71%	0.76%	0.81%	0.64%
ケースⅤ	0.50%	0.52%	0.55%	0.57%	0.60%	0.63%	0.67%	0.71%	0.75%	0.80%	0.63%
ケースⅥ	0.44%	0.45%	0.48%	0.50%	0.52%	0.55%	0.57%	0.61%	0.64%	0.68%	0.54%
単純平均	0.51%	0.54%	0.56%	0.59%	0.62%	0.65%	0.69%	0.73%	0.78%	0.83%	0.7%

(参考)＜2040年将来生命表＞

	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	単純平均
ケースⅠ	0.51%	0.54%	0.56%	0.59%	0.62%	0.65%	0.69%	0.73%	0.77%	0.82%	0.65%
ケースⅡ	0.51%	0.53%	0.56%	0.59%	0.61%	0.65%	0.68%	0.72%	0.76%	0.81%	0.64%
ケースⅢ	0.50%	0.53%	0.55%	0.58%	0.61%	0.64%	0.67%	0.71%	0.75%	0.80%	0.63%
ケースⅣ	0.47%	0.49%	0.51%	0.53%	0.56%	0.58%	0.61%	0.65%	0.68%	0.73%	0.58%
ケースⅤ	0.46%	0.48%	0.50%	0.53%	0.55%	0.58%	0.61%	0.64%	0.68%	0.72%	0.57%
ケースⅥ	0.40%	0.42%	0.43%	0.45%	0.47%	0.49%	0.52%	0.55%	0.57%	0.61%	0.49%
単純平均	0.47%	0.50%	0.52%	0.55%	0.57%	0.60%	0.63%	0.66%	0.70%	0.74%	0.6%

(参考)＜2065年将来生命表＞

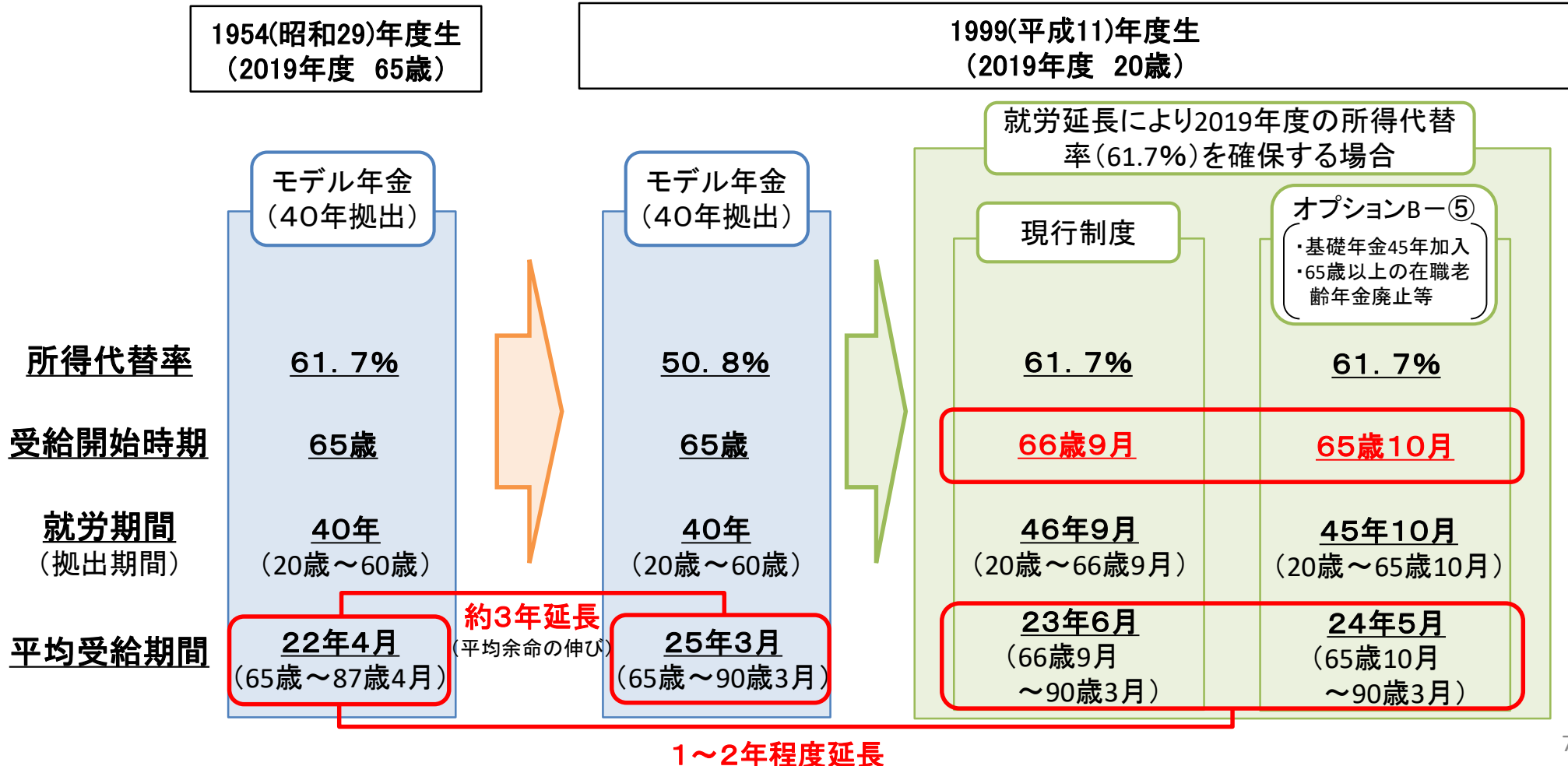
	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	単純平均
ケースⅠ	0.49%	0.52%	0.54%	0.57%	0.59%	0.62%	0.65%	0.69%	0.73%	0.77%	0.62%
ケースⅡ	0.49%	0.51%	0.53%	0.56%	0.59%	0.61%	0.64%	0.68%	0.72%	0.76%	0.61%
ケースⅢ	0.48%	0.51%	0.53%	0.55%	0.58%	0.61%	0.64%	0.67%	0.71%	0.75%	0.60%
ケースⅣ	0.45%	0.47%	0.49%	0.51%	0.53%	0.56%	0.58%	0.61%	0.65%	0.68%	0.55%
ケースⅤ	0.44%	0.46%	0.48%	0.50%	0.52%	0.55%	0.58%	0.60%	0.64%	0.67%	0.54%
ケースⅥ	0.38%	0.40%	0.41%	0.43%	0.45%	0.47%	0.49%	0.51%	0.54%	0.57%	0.46%
単純平均	0.45%	0.48%	0.50%	0.52%	0.54%	0.57%	0.60%	0.63%	0.66%	0.70%	0.6%

参考資料

足下(2019年度)の所得代替率(61.7%)確保に必要な受給開始時期の選択(ケースⅢ)

- モデル年金(40年拠出)でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。
- 現在20歳の世代は66歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在(2019年度)65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。(仮にオプションB-⑤(基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等)の制度改正を前提とすれば、65歳10月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。)
- ※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提: ケースⅢ、人口前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)＞



60歳以降に継続して働いた場合の年金水準の変動について(2019年度)

- 2019(令和元)年財政検証 -

* 2019(令和元)年財政検証のモデル年金を基準としたもの

現役男性全体の平均標準報酬: 43.9万円

60歳

65歳

70歳

① 20歳から60歳まで、現役男子全体の平均標準報酬(43.9万円)で働いた場合

年金月額 **22.0万円**
所得代替率 **61.7%**

② ①+65歳まで継続就業

65歳まで継続就業
60~64歳の平均標準報酬
37.0万円(※3)

年金月額 **23.0万円**
改定後水準 **64.3%**
(※2)

③ ②+70歳まで繰下げ

+70歳まで繰下げ

年金月額 **32.6万円**
改定後水準 **91.3%**
(※2)

④ ②+70歳まで継続就業

70歳まで継続就業
65~69歳の平均標準報酬
29.9万円(※3)

年金月額 **23.7万円**
改定後水準 **66.5%**
(※2)

⑤ ④+70歳まで繰下げ

+70歳まで繰下げ
70歳まで継続就業
65~69歳の平均標準報酬
29.9万円(※3)

年金月額 **33.4万円**
改定後水準 **93.5%**
(※2)

⑥ ①+65歳まで短時間で継続就業

65歳まで短時間で継続就業
60~64歳の短時間労働者
平均標準報酬
10.8万円(※4)

年金月額 **22.3万円**
改定後水準 **62.4%**
(※2)

⑦ ⑥+70歳まで短時間で継続就業

70歳まで短時間継続就業
65~69歳の短時間労働者平均標準報酬
10.0万円(※4)

年金月額 **22.6万円**
改定後水準 **63.2%**
(※2)

(※1) 各平均標準報酬、年金月額は、2019年度の額を基に計算したもの。

(※2) 改定後水準とは、現役男子全体の平均手取り賃金(35.7万円)に対する年金月額の割合のことであり、モデルが変わっても同じ賃金水準と比較しているため、モデルごとの現役時代の賃金水準と比較する所得代替率とは異なる。

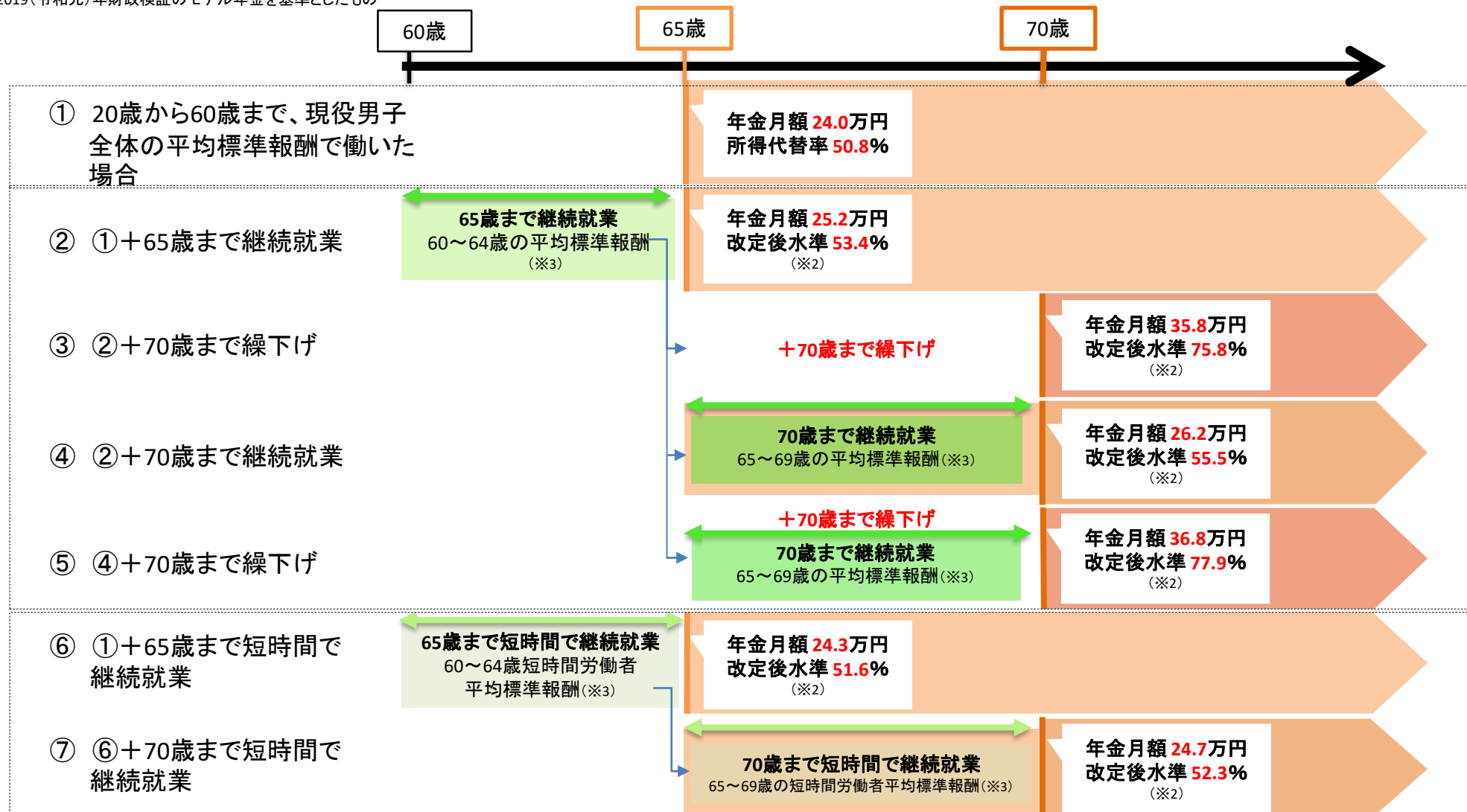
(※3) 2018年度厚生年金男子被保険者の標準報酬額(賞与込み)見込みを使用。65歳までは60~64歳の平均、70歳までは65~69歳の平均。

(※4) 厚生労働省「2018年賃金構造基本統計調査(全国)」の短時間労働者の男性に係る1時間当たり賃金で月80時間勤務(=週20時間×月4週、賞与なし)としたもの。65歳までの1時間当たり賃金は60~64歳の金額(1,349円)、70歳までは65~69歳の金額(1,246円)。

60歳以降に継続して働いた場合の年金水準の変動について(2047年度)

- 2019(令和元)年財政検証【ケースⅢ 人口:中位】 -

* 2019(令和元)年財政検証のモデル年金を基準としたもの



(※1) 2047年度は「2019年財政検証の前提 経済: ケースⅢ 人口: 中位」の場合におけるマクロ経済スライドの調整終了年度。各平均標準報酬、年金月額は、2047年度の額を基に物価で2019年度に割り戻した額。
 (※2) 改定後水準とは、現役男子全体の平均手取り賃金(47.2万円)に対する年金月額割合のことであり、モデルが変わっても同じ賃金水準と比較しているため、モデルごとの現役時代の賃金水準と比較する所得代替率とは異なる。
 (※3) 60歳以降の平均標準報酬については、2018年度厚生年金男子被保険者の標準報酬額見込みや厚生労働省「2018年賃金構造基本統計調査(全国)」の短時間労働者の男性に係る1時間当たり賃金を用い、2019年度以降は「2019年財政検証の前提 経済: ケースⅢ 人口: 中位」で推移するものとする。